

福祉医療制度のお知らせ

問い合わせ 国保年金課医療年金係
☎内線3135

福祉医療は、子ども・重度心身障害者・ひとり親家庭など、一定の要件を満たす人の医療費(保険診療分)のうち、自己負担しなければならない費用(入院時食事療養費、訪問看護、柔道整復師、治療用装具などの費用も含む)を市が負担する制度です。

※重度心身障害者の入院時食事療養費は、標準負担額減額認定証を医療機関の窓口で提示した場合のみ助成

医療費無料化は、皆さんの税金で賄われています。この制度を将来にわたり維持していくためにも、制度の仕組みや目的などを理解の上、受診されるようお願いいたします。また、他の法律や制度によって医療費助成が受けられるときには、そちらの制度が優先となりますので、他制度のご活用をお願いします。

○県内医療機関での受診

県内で受診したときは、健康保険の被保険者証(保険証)と一緒に福祉医療費受給資格者証を窓口で提示してください。保険適用の診療であれば保険診療分の自己負担限度額までを市が負担するため、窓口負担がありません。ただし、入院などで高額な医療費が発生するときには、必ず加入している健康保険の限度額適用認定証の交付を受けてから受診してください。

○県外医療機関での受診など

県外での受診や治療用装具を作成した場合は、保険証を窓口で提示して自己負担分を立て替え払いし、領収書を保管してください。後日、市で手続きすることにより、自己負担した医療費を翌月以降に支給します。

○安心・お得なジェネリック医薬品

有効性や安全性、品質が新薬と同等と認められている低価格のお薬です。利用することで自己負担額の軽減や医療費の節約につながりますので、医師や薬剤師と相談し、ジェネリック医薬品を利用しましょう。

○子ども医療電話相談

県では、夜間や休日に子どもの病気への対処方法や応急処置などを電話で相談できる窓口を設置しています。子どもの急な発熱、嘔吐、腹痛などで医療機関を受診すべきか迷ったときにご利用ください。

※医療行為となる診断や治療を行うものではありません

電話番号 #8000

※携帯電話からも利用できます

○利用されている人へお願い

次のときには忘れずに手続きしてください。

▽健康保険の変更

▽障害の認定や等級の変更(重度心身障害者の場合)

▽同居や婚姻したとき(ひとり親家庭の場合)

福祉医療制度の内容と手続きに必要な物

種類	資格要件	必要な物
子ども	中学校卒業の3月31日まで	保険証、印鑑
重度心身障害者	身体障害者手帳1級・2級	身体障害者手帳
	障害年金1級	年金証書
	特別児童扶養手当1級	証書
	療育手帳A・B1(B中)	療育手帳
ひとり親(母子・父子)家庭など	障害年金1級程度の障害で年金を受給することができない人	所定の診断書
	下記の①から⑥のいずれかに該当する、現に18歳未満の子を扶養している人とその子(18歳になって最初の3月31日まで) ①配偶者と死別し、現に婚姻をしていない人②離婚し、現に婚姻をしていない人③配偶者の生死が明らかでない人④配偶者から遺棄されている人⑤配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができない人⑥配偶者が精神、または身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている人	本市に本籍がない人は戸籍全部事項証明書(謄本) 転入者は前住所地の課税・非課税証明書
	18歳未満の父母のない児童	父母のない事実を明らかにする証明

※いずれの場合も保険証と印鑑が必要です

※要件を満たさなくなったときは、資格を喪失します

今年度の国民健康保険税について

国民健康保険税は昨年度と同様、7月に税額を計算して納税通知書を発送します。

普通徴収(納付書または口座振替)は、7月末から令和3年3月末までの9回に分けて納付していただくことになります。

国民健康保険は、皆さんが安心して医療機関を利用することができるよう、国民健康保険税と公費を財源に成り立っている医療保険制度です。

納税通知書が届いたら、必ず納期限までに納付をお願いします。

問い合わせ 国保年金課国保係☎内線3136へ